

2020年4月23日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様
厚生労働副大臣 橋本 岳 様、稲津 久 様
衆参厚生労働委員会 委員 各位
中央社会保険医療協議会 会長 小塩 隆士 様
中央社会保険医療協議会 委員 各位
厚生労働省保険局医療課 課長 森光 敬子 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

**小児特定疾患カウンセリング料、
通院・在宅精神療法、精神科継続外来支援・指導料について
電話や情報通信機器を用いた場合であっても
算定できるようにすることを求める要請書**

貴職におかれましては、日本の社会保障制度の拡充のために、日夜ご奮闘いただいていることに敬意を表します。本会は京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）2,330人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

さて、新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、電話や情報通信機器を用いた診療において、投薬の費用や以前より診療計画等に基づき療養上の管理を行っていた患者について、当該計画に基づく管理を行う場合の費用が、別途算定できることが示されています。

一方で、同様に医療機関の受診が困難になりつつあり、電話や情報通信機器を用いた診療を行っている小児科、心療内科又は精神科において、B001「4」小児特定疾患カウンセリング料、I002 通院・在宅精神療法、I002-2 精神科継続外来支援・指導料が算定できないことによって、医療機関の経営状況が急速に悪化しています。これらの医療機関では、電話や情報通信機器を用いた診療であっても、必要に応じて30分以上の診療を実施することは以前と同様に継続しており、提供している医療内容と算定できる診療報酬がまったく一致していません。

また、新型コロナウイルスの感染拡大によって精神科デイ・ケア等を休止するところもあり、社会生活が制限され不安な日々が続く中、精神疾患等の患者さんの地域での生活を支え、適切に療養を受ける機会が保障されることが何より大切となっています。

以上を踏まえて、下記の内容を実現していただきたく、要請いたします

記

B001「4」小児特定疾患カウンセリング料、I002 通院・在宅精神療法、I002-2 精神科継続外来支援・指導料について、電話や情報通信機器を用いた場合であっても算定できるようにすること。

この取扱いは令和2年2月28日以降適用されるものとする。

以上